

藤枝市まち美化里親制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、身近な公共空間である公園、道路、河川等（以下「公共施設」という。）の美化、清掃等のため、市民等が公共施設の里親となって、ボランティアで管理する藤枝市まち美化里親制度（アダプトプログラム）を実施し、環境美化に対する市民意識の向上を図るとともに、市民及び藤枝市との協働によるまちづくりを推進することを目的とする。

(区域の指定)

第2条 市長は、藤枝市まち美化里親制度（以下「里親制度」という。）の趣旨にふさわしい公共施設を、指定区域としてあらかじめ指定するものとする。

2 市長は、指定区域以外の区域であっても、市民が行おうとする環境美化のため特に必要があると認められる場合には、当該区域を指定区域とすることができる。

(里親の条件)

第3条 里親は、市民3人以上で構成される団体で、この要綱の目的に賛同し、環境美化に関する活動を継続的に行うことのできる団体とする。

(里親縁組の届出)

第4条 指定区域の里親になろうとする団体は、市長に里親縁組届（第1号様式）と藤枝市まち美化参加者名簿（第2号様式）を提出しなければならない。

2 市長は、前項の届出があった場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは、当該団体と藤枝市まち美化里親制度に関する同意書（第3号様式）を取り交わすものとする。

(里親の辞退届)

第5条 前条の規定により里親となった団体（以下「里親団体」という。）がこれを辞退する場合は、市長に里親辞退届（第4号様式）を提出しなければならない。

(里親団体の役割)

第6条 里親団体が行う指定区域の環境美化の内容は次に掲げるものとする。

- ・ 指定区域内の空き缶・吸殻等の散乱ゴミの回収
- ・ 指定区域内の除草
- ・ 草花等の植栽
- ・ 遊具の破損、情報の提供（植木又は立木の損傷等）
- ・ その他環境美化に必要な活動

(市の役割)

第7条 市長は、里親団体の活動に対し、次に掲げる事業を行うものとする。

- ・ 環境美化に必要となる物品、用具等の支給又は貸与
- ・ 里親団体（保険に加入していない団体に限る。）のボランティア保険への加入
- ・ 里親団体名を記載した看板（アダプトサイン）の設置
- ・ その他活動に必要な事業

(庶務)

第8条 里親制度に関する庶務は、市民活動団体支援課が窓口となり関係各課との連携により処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に市長が定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成15年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年5月11日から施行する。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。